

各 位

会社名 シーシーエス株式会社
(URL <http://www.ccs-inc.co.jp/>)
代表者名 代表取締役社長 米田 賢治
(JASDAQ・コード 6669)
問合せ先 取締役管理本部長 高山 啓
(TEL: 075-415-8280)

(修正) 後発事象の発生に伴う平成20年7月期決算短信の一部修正について

平成20年9月10日に発表しました「平成20年7月期決算短信」につきまして、平成20年10月9日開催の当社取締役会において、自己株式を取得することを決議したことにより、後発事象が発生しましたので、下記のとおり一部修正をお知らせいたします。

記

【修正前】

平成20年7月期決算短信 37ページ

(重要な後発事象)

当連結会計年度(自平成19年8月1日 至平成20年7月31日)

該当事項はありません。

【修正後】

当連結会計年度(自平成19年8月1日 至平成20年7月31日)

当社は平成20年10月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式を取得するものであります。

(2) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

① 取得する株式の種類

当社普通株式

② 取得する株式の総数

500株(上限)

③ 取得する期間

平成20年10月10日～平成21年1月31日

④ 取得価額の総額

150百万円（上限）

【修正前】

平成20年7月期決算短信 52ページ

（重要な後発事象）

当事業年度（自平成19年8月1日 至平成20年7月31日）

該当事項はありません。

【修正後】

当事業年度（自平成19年8月1日 至平成20年7月31日）

当社は平成20年10月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式を取得するものであります。

(2) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

① 取得する株式の種類

当社普通株式

② 取得する株式の総数

500株（上限）

③ 取得する期間

平成20年10月10日～平成21年1月31日

④ 取得価額の総額

150百万円（上限）

以上